

AED等の整備方針

(平成18年7月さいたま市AED等整備検討会策定)

AEDの普及啓発については、平成18年5月15日に開催された八都県市首脳会議において、「AEDの普及啓発に向けた基本方針」(以下「基本方針」という。)及び「AEDの普及啓発に向けたマニュアル」(以下「マニュアル」という。)が報告され、基本的な取組について八都県市が協同で推進していくこととされたところです。

本市におけるAEDの普及啓発の推進についてもこの「基本方針」及び「マニュアル」を踏まえ、推進することになりますが、AEDの普及啓発をより効果的・効率的に推進するため、本市における具体的な整備方針を決定するものです。

1 公的施設への設置

公共団体の施設等への設置については、設置基準、優先順位を定め、計画的に設置します。

(1) 設置基準

- (ア) 不特定多数の市民が出入りし、または利用する施設等
- (イ) 不特定多数の市民が運動等を目的として利用する施設等
- (ウ) 不特定多数の市民が出入りし、または利用する施設で宿泊や入浴の設備を有する施設
- (エ) 利用者は特定されるが、多数の市民が利用する施設等
- (オ) 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校等の施設
- (カ) 公園
- (キ) 消防関係施設

(2) 優先順位

優先度をA・B・Cの3段階に分ける。

優先度A：以下の条件に該当するもの(平成18年度に設置)

- ① 職員が常駐し、心臓突然死のリスクが高いと思われる施設等
- ② 不特定多数の市民が集まる施設等
- ③ 災害時に避難所となる施設等

優先度B：以下の条件に該当するもの(平成19年度に設置)

- ① 優先度Aに比べて心臓突然死のリスクが少ないと思われる施設等
- ② 優先度Aに比べて不特定多数の利用者が少ない施設等

優先度C：以下の条件に該当するもの(平成20年度に設置)

- ① 心臓突然死のリスクが比較的少ないと思われる施設等
- ② 職員が常駐していない施設等

(3) 設置計画

上記(1)設置基準及び(2)優先順位を踏まえ設置計画を作成します。

なお、設置計画については、別紙「AED整備計画表」のとおりとします。

※設置基準・優先順位については、必要に応じ別途協議するものとする。

2 設置機器等

① AED本体及び以下の付属物

(電池、電極パッド、事後検証(メモリ再生)のためのデータ管理ソフト及び付属品一式(パソコン、プリンタは除く)、収納箱、AED設置表示(指定のもの))

② 救急セット

(カミソリ×1、はさみ×1、使い捨て不織布×3、マウスピース×1、ノンラテックスグローブ×2)

※設置するAEDについては、現在、薬事法の承認を得ているもので、二相性波形除細動器とします。

3 民間施設等への設置促進について

民間施設等へのAEDの設置促進を図るためには、まず、市民による心肺蘇生及び除細動の有効性や、救命の連鎖(図1)における市民の役割の重要性などが、広く理解されることが前提となります。そのためには、公共団体等による普及啓発活動の推進が重要であるが、基本的には、不特定多数の市民が訪れる以下の施設を中心にその設置の促進を図るものとしします。

① 交通施設(駅など)

② 体育施設(野球場、体育館、ゴルフ場、スポーツクラブ、各種スポーツ施設など)

③ 商業施設(各種(卸売)市場、大規模小売店舗など)

④ 宿泊施設(ホテル、旅館など)

⑤ 民間病院・診療所(患者治療用を除く)

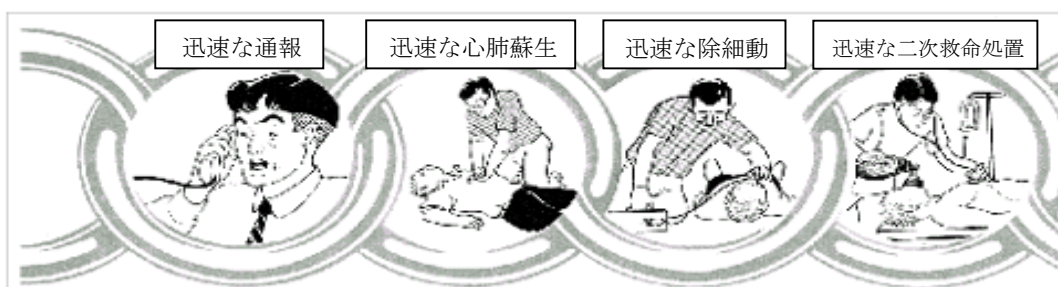
⑥ 福祉施設等(各種老人ホーム、老人保健施設、障害福祉施設など)

⑦ 私立学校等(幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、各種専門学校、大学など)

⑧ 娯楽施設(映画館、劇場、場外馬券売場など)

⑨ その他不特定多数が利用する施設

(図1) 救命の連鎖



4 AEDの設置場所等のあり方

不特定多数が利用する施設等へAEDの設置を行う場合は、市民が速やかに使用できる設置場所とするとともに、救命処置に対する市民の理解が促進されるように次のような工夫・管理を行うこととします。

- (1) AEDを設置している施設等には、当該施設等にAEDが配備されていることを入り口付近に表示したり、案内標識などによりAEDの存在場所を明示する。
- (2) 設置の表示と併せ、AED付近や集客場所などに心停止傷病者が発生した場合の処置方法を掲示する。
- (3) 公的機関にあつては、公的施設等の地図を作製する場合、可能な限りAED設置施設等を明示する。
- (4) AEDの設置者は、必要なときにAEDを利用できるよう責任をもって管理を行う。
- (5) 施設内職員又は従業員等に対する設置場所の周知等を徹底するとともに、心肺蘇生法等の教育を行う。

5 AEDの使用に関する普及啓発等について

マニュアルに基づき推進していくものとします。